

賃金実態調査 Q&A

Q:従業員の賃金を全員記載しなくてはならないか？
また正社員、パートの抽出方法に決まりはあるか？

A:ご無理のない範囲で結構です(従業員数30人以上の会社においては30人まで)。
職種、性別、年齢、勤続年数などバランスよく記載いただくと統計上助かります。
※年度中の採用や休職・復職期間が含まれるなど特殊事情のある方は除いてください
※役員(社長/専務/常務/取締役等)の賃金は対象外です

Q:営業所だが、従業員は営業所だけの人数で良いか？

A:営業所の中の従業員だけで良いです

Q:パートの実月額賃金に残業代も含めるべきか？

A:含めて下さい

Q:雇用調整助成金を利用して休んでいた分はどのように記載したらよいでしょうか？

A:特殊事情のある者については記入を省略して下さい。

Q:回答は令和5年12月末時点のものとあるが、「新卒者採用についてだけ、令和6年4月の採用実績を記入」と書いてあるが、なぜか？

A:昨年まで前年12月時点の考えで記載いただいていましたが、実際に採用の結果が出ていることから、今回の調査より、新卒者採用についてだけ、令和6年4月の採用実績を記入していただくこととしました。

Q:従業員アンケートについて、会社は役員だけで従業員(正社員・パート)がいない場合はどうしたらよいか？

A:回答不要です。

なお、正社員はいないがパートだけいる場合は「Ⅱ.パートタイマーアンケート」にご協力をお願いします。また、正社員はいるがパートがいない場合は「Ⅰ.従業員アンケート」にご協力をお願いします。

Q:都合により提出期日を過ぎてしまう場合、それでも提出が必要ですか？

A:統計上、少しでも回答件数が増えると精度が向上しますので、期限が過ぎてもご提出いただくと助かります。ご協力をよろしくお願いいたします。